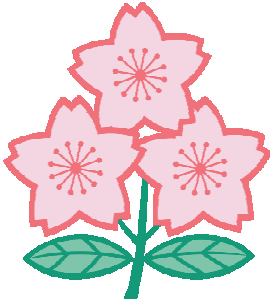


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成29年4月号 vol.30



今年は桜の開花宣言が出されてからが寒いですね。この通信を書きかけましたが、なかなかテーマが見つからず、開花宣言が出されたばかりの公園の様子を見ようと、舞鶴公園、西公園をジョグしてきました。

舞鶴公園は、まだ桜もないのにパーベキューをして盛り上がる若者や海外からの観光客で賑わい、一方で西公園はあまり人気がなく、なぜかその中で猿まわしを演じる方がいらっしやるというちょっと対象的な雰囲気でした。

ゆっくり1時間ジョグしただけなのに翌朝はひどい筋肉痛に。確定申告時期の肉体の衰えは想定以上ようです。(T.T)

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



空き家問題が社会的に深刻化する中、近年増えているのが中古住宅の流通量。一般的には中古住宅の場合はリフォームを伴うことが多いのですが、なじみの住宅ローン控除や住宅等資金贈与の非課税を使う際には注意が必要です。

”入居前のリフォームでも住宅ローン控除は可能です”

住宅ローン控除の適用を受ける際に注意したいのが居住要件。取得してから6ヵ月以内に居住の用に供していないと適用を受けられなくなります。私の知り合いでも、家を買ったものの家庭の事情や仕事の事情やらで引越しがなかなかできず、あっという間に6ヵ月が経ち、住宅ローン控除を受けなかったという方もいます。

そこで気になるのが中古住宅を取得した場合のリフォーム費用の取扱い。最近、リノベーションといった大規模な工事を行う方も増えてきており、業者との打ち合わせなども考慮すると工事にはかなりの時間を要します。

結論を言うと、入居前のリフォーム工事費用も住宅ローン控除の対象でOK。そして居住要件については、リフォームをしてから6ヵ月以内に居住の用に供していればOKです。

ただし、住宅資金贈与の非課税については、居住している家屋について行うリフォーム工事費用が対象なので、入居前の工事費用は対象になりません。ご注意ください。

「今月の本の紹介」

「経営の定石の失敗学」
(小林 忍 著・ディスカヴァー)

”経営の定石”について語った本は多いですが、”経営の定石”に熱心に取り組んでいる企業が傾いていく姿を解説しているのが本書の面白いところ。

いろいろな情報源から経営が分かったつもりで安易に”経営の定石”を取り入れることの恐さを感じました。

結局は何をやるにしても一旦は自分の中で消化してからが大切、人の言ったことをそのまま追従するような思考停止状態になってはいけないのだと思います。

「気まぐれ簡単レシピ」

<みそピザ>
”日本酒にぴったりの簡単おつまみです！！”

- ・餃子の皮(大判)
- ・長ネギ →輪切り
- ・シラス
- ・味噌
- ・とろけるチーズ

- ①餃子の皮に味噌を薄く塗る。
- ②長ネギ、シラス、チーズをのせる。
- ③オーブントースターで焼く。(焦げやすいので注意！)

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所